

大阪市立大学文学部・文学研究科教育促進支援機構会則

(名称と事務局)

第1条 本会は、大阪市立大学文学部・文学研究科教育促進支援機構（Society for the Promotion of Education at School of Literature and Human Sciences, Osaka City University）と称し、事務局を大阪市立大学大学院文学研究科内におく。

(目的)

第2条 本会は、文学部・文学研究科の教育・研究に関する会員の活動を相互に支援・助成し、親睦と交流を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、教育活動の推進
- 2、学部生・院生による研究活動への支援
- 3、学部生・院生の進路選択への支援
- 4、定期刊行物の発行
- 5、学外に向けた活動への支援
- 6、会員の親睦・交流
- 7、その他、本会の目的にとって適当と認められる事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

学生会員……文学部学生および文学研究科院生

教員会員……文学研究院ないし文学研究科ないし文学部に関係する教員

賛助会員……本会の目的趣旨に賛同し、所定の会費を納入する個人ないしは団体

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- 1、会長 1名
文学研究科教員のなかより研究科長が指名により選出
- 2、副会長 2名
運営委員の互選により選出
- 3、運営委員 10名
教員運営委員（5名）は文学研究科教員のなかより研究科長が指名し、教授会の承認を得て選出
学生運営委員（5名）は学生会員のなかより選出
- 4、サポート委員 5名
教員会員のなかより選出
- 5、事務局長 1名
会長の指名により、教員会員のなかより選出
- 6、監事 2名
学生会員、教員会員からそれぞれ選出

(役員の任期)

第6条 役員の任期は1年とし、再任を妨げないが連続3回までとする。ただし、欠員等が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1、会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3、運営委員は、運営委員会を組織し、会則の定めるところに従い本会の運営について審議し、会務を執行する。
- 4、サポート委員は、運営委員会による会務の執行を補佐する。
- 5、事務局長は、事務局を組織し、本会の事務を統括する。
- 6、監事は本会の業務および会計を監査する。

(事務)

第8条 本会の事務処理については、別に定める事務局内規による。

(会議)

第9条 本会の会議は総会および運営委員会とする。

第10条 総会は、毎年1回開催し、本会運営の基本方針を決定し、学生運営委員ならびにサポート委員を選出する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。また、会員の三分の一以上の要求がある時、会長は臨時総会を開催しなければならない。

第11条 運営委員会は会長が必要と認めたときに開催し会務運営について審議し、事業計画案・予算案その他重要な会務について運営方針を決定する。

第12条 運営委員会は半数以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。総会に出席できない場合は委任状をもって議決権を行使でき、議事は委任状を含めた出席者の過半数で決定する。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入金をもってこれにあてる。

(会費)

第14条 会費(年会費)は次のとおりとする。

教員会員 10000円

学生会員 5000円

賛助会員 個人1口10000円以上、団体1口50000円以上

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算、決算)

第16条 本会の予算、決算及び事業計画は総会の承認を得なければならない。

(その他)

第17条 本会会則の施行に必要な細則は、運営委員会に諮り会長がこれを定める。

第18条 本会会則は、総会の委任状による出席者を含めた出席者の3分の2以上の多数でこれを改正することができる。

第19条 本会会則は、平成15年2月10日から施行する。

- 付則
- ・ 2003 年 3 月 15 日、一部改定。
 - ・ 2008 年 5 月 7 日、一部改定。
 - ・ 2014 年 3 月 18 日、一部改定。
 - ・ 2015 年 4 月 10 日、一部改定。
 - ・ 2016 年 3 月 28 日、一部改定。

大阪市立大学文学部・文学研究科教育促進支援機構運営委員会内規

2016年3月18日制定

2016年3月28日一部改定

- 第1条 大阪市立大学文学部・文学研究科教育促進支援機構（以下、支援機構）の会務運営・執行機関として、運営委員会をおく。
- 第2条 教員運営委員は、研究科長の指名により、教員会員のなかから選出する。学生運営委員は会長の指名により、学生会員のなかから選出し、総会の承認をうる。
また、事務局長を運営委員のひとりとし、委員会開催時の議長とする。
- 第3条 学生運営委員は学生会員のなかから、前年度実施事業の学生リーダーが候補者を推薦し、総会で選出する。
- 第4条 教育支援、研究支援、進路支援、編集、広報の各事業ごとに担当する委員をおくほか、文学研究科との共同事業に関しても担当の委員をおく。
- 第5条 教員会員からの運営委員の選出は、前年度中におこなうこととする

大阪市立大学文学部・文学研究科教育促進支援機構 事務局内規

2014年3月18日制定

1. 大阪市立大学文学部・文学研究科教育促進支援機構（以下、支援機構）に事務局を置く。
2. 支援機構事務局には、事務局長1名ほか、事務局員若干名を置く。事務局長は事務局を統括する。また、事務局長は大阪市立大学大学院文学研究院ないし文学研究科ないし文学部に関連する専任教員のなかから選出する。
また、必要に応じて相談役をおくことができる。
3. 支援機構事務局員の任期は1期2年とし、再任をさまたげない。
4. 支援機構事務局は、金銭管理を含め、支援機構の事務全般を取り扱う。また、支援機構の企画・運営の事務的側面をサポートする。
5. 本内規は、制定と同時に発効する。